

宮崎県労働保険協会 規則

宮崎県労働保険協会規則

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 本会は、宮崎県労働保険協会と称する。

(事務所)

第 2 条 本会は、事務所を宮崎市に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 本会は、企業の健全な発展並びに会員及び会員の事業所に使用される従業員の福祉の向上を図ることを目的とする。

(事業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 会員並びにその従業員の福利厚生に関すること
- (2) 労働保険事務組合事務処理規約に定めるところにより法第4章の規定による労働保険事務組合としての業務に関すること
- (3) その他団体の目的を達成するために必要な事業を行う

第 3 章 会 員

(会員)

第 5 条 本会の会員は、本会の事業目的に賛同する開業社会保険労務士（以下「社会保険労務士会員」という）並びに社会保険労務士会員に社会保険労務士法第2条第1項に規定する事務を委託している事業主（以下「事業主会員」という）とする。

(入会)

第 6 条 本会に入会しようとする者は、社会保険労務士会員に申し出て、会長の承認を受けるものとする。

2 前項の承認を受けたときから会員となる。

(退会)

- 第 7 条 会員は、本会を退会しようとするときは、その旨を社会保険労務士会員に申し出、会長の承認を受けるものとする。
- 2 会員は、前項の承認を受けたときに、本会を退会する。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、会員が第 28 条に規定する会費を 3 月以上滞納したとき、または本会の会員としてふさわしくない行為があったときは、会長は、役員会の議を経てこれを退会させることができる。

第 4 章 役員

(役員)

- 第 8 条 本会に、次の役員を置く。
- (1) 会長 1 人
(2) 理事 若干名（会長を含む）
(3) 監事 若干名

(役員の選任)

- 第 9 条 理事及び監事は、社会保険労務士会員の中から役員会で選任する。
- 2 会長は、理事が互選する。
- 3 理事及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(役員の職務)

- 第 10 条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
- 2 理事は、会長を補佐し会務を行うほか、会長に事故あるときは、会長があらかじめ定めた順位により、その職務を代理し、会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 監事は、会務の執行及び会計を監査し、役員会に報告するほか、会議に出席して、その職務に関し意見を述べることができる。

(役員の任期)

- 第 11 条 役員の任期は、就任後到来する会計年度の翌々月までとする。ただし補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 役員は、再任を妨げない。

(役員の解任)

- 第 12 条 役員が、労働社会保険諸法令に違反して行政官庁より処分を受けたとき、または役員としてふさわしくない行為があったときは、会長は、役員会の議を経てこれを解任することができる。
- 2 前項の規定により、役員を解任したときは、会長は、これを役員会に報告しなければならない。

第 5 章 会 議

(会議の種類)

- 第 13 条 本会の会議は、役員会とする。

(役員会の種類)

- 第 14. 条 役員会は、通常役員会及び臨時役員会とする。

(役員会の構成)

- 第 15 条 役員会は、毎年 4 月 1 日現在の役員をもって構成する。

(役員会の開催)

- 第 16 条 役員会は、会計年度終了後原則 3 月以内に開催する。

- 2 臨時役員会は、次の場合に開催する。

(1) 会長が必要があると認めるとき。

(2) 役員総数の 2 分の 1 以上から招集を必要とする理由及び議案を付して、役員会招集の請求があったとき。

(役員会の招集)

- 第 17 条 役員会は、会長が招集する。

- 2 前条第 2 項第 2 号の場合においては、会長は、請求のあった日から 1 月以内に役員会を招集しなければならない。

(役員会の表決権)

- 第 18 条 議会における表決権は、役員 1 人につき 1 個とする。

- 2 役員で役員会に出席することが出来ない者は、あらかじめ、役員会の議案について書面により表決を委任することができる。この場合において、当該書面に賛否の表明がないものは、賛成したもののとみなす。

3 前項の規定による書面は、本会へ提出することによって、その効力を発するものとする。

4 第2項の規定により表決を委任した者は、役員会に出席したものとみなす。

(役員会の議長)

第 19 条 議会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決の方法)

第 20 条 役員会は、役員の2分の1以上が出席しなければ会議を開会することができない。

2 役員会の議事は、この規則に別段の定めがある場合を除き、出席した役員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 前2項の規定にかかわらず、次条第6号に掲げる事項については、役員総数の3分の2以上の議決によらなければならない。

(役員会の議決及び承認事項)

第 21 条 役員会は、次の事項を審議決定する。

- (1) 事業報告に関する事項
- (2) 決算に関する事項
- (3) 規則の変更に関する事項
- (4) 理事及び監事の選任及び解任に関する事項
- (5) 重要な財産の取得及び処分に関する事項
- (6) 解散に関する事項
- (7) 前各号に掲げるもののほか、役員会に付議する必要があると認めた事項

第 6 章 資産及び会計

(事業年度及び会計年度)

第 22 条 本会の事業年度及び会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(経費の支弁)

第 23 条 本会の経費は、入会金、会費、報奨金及び助成金、資産から生ず

る収入及びその他の収入をもって支弁する。

2 入会金及び会費の額は、役員会で決定する。

(資産の管理)

第 24 条 本会の資産は、会長がこれを管理し、その方法は、役員会の議決による。

(事業報告及び決算)

第 25 条 会長は、毎事業年度終了後、決算書を作成し監事の監査を経て、役員会の承認を得なければならない。

(労働保険料特別会計)

第 26 条 労働保険料は、労働保険料特別会計を設けて経理しなければならない。

第 7 章 入会金、会費及び拠出金

(入会金)

第 27 条 会員は、入会のとき別に定める入会金を納入しなければならない。

(会費の納入)

第 28 条 会員は、会費として、別表に定める額を納入しなければならない。

2 前項の会費は、毎事業年度の 5 月 15 日までに納入しなければならない。ただし、5 月 15 日及び 11 月 15 日を納期として、分割納入することができる。

(年度中途の入会者の特例)

第 29 条 年度の中途において入会した者は、入会した日の属する年度分の会費については、別表に定める月額会費の額にその年度末までの月数を乗じた額の金額を納入しなければならない。

2 前項の会費は、入会時に納入しなければならない。ただし入会時及び 11 月 15 日を納期として分割納入することができる。

(会費の不返還)

第 30 条 退会した会員が既に納入した会費は、返還しない。

第 8 章 規則の変更

(規則の変更)

第 31 条 規則の変更については、役員会において出席者の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。

第 9 章 補 則

(労働保険事務組合の事務処理)

第 32 条 第 4 条第 2 号に掲げる事務処理については、別に労働保険事務組合事務処理規約を定め、厚生労働大臣（宮崎労働局長）の認可を受けて行うものとする。

附 則

- 1 この規則は、令和 4 年 4 月 1 日より従来の規則を改廃して実施する。
- 2 第 4 条第 2 号に掲げる事務処理については、労働大臣（宮崎県知事）の認可を受けた日（平成 5 年 9 月 1 日）より実施する。

別表（第 27 条、第 28 条、第 29 条関係） (円)

	入会金	会 費	
		年 額	月 額
社会保険労務士会員	0	0	0
事業主会員	5,000	36,000	3,000
事業主会員で特別加入を希望する者	0	24,000	2,000

社会保険労務士会員に事務委託している事業主会員は、入会金及び会費を徴収しないことができる。また、特別加入を希望する事業主会員で同一の事業所から複数が特別加入を希望する場合には、会費の上限を年額 48,000 円とする

